

整理番号	消防－法不－64
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	第 2 種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
概要	市長は、第 2 種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該第 2 種製造者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第12条第 3 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高圧ガス保安法第12条第 3 項 都道府県知事は、第 2 種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、前 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って、高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	